

大手前大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大手前大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大手前大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、兵庫県西宮市及び伊丹市に主要なキャンパスを擁する私立大学である。その創設は、昭和21(1946)年、大阪市大手前之町において創設された大手前文化学院に遡る。平成12(2000)年に大手前女子大学を改組して男女共学の大手前大学となり、総合文化学部、メディア・芸術学部及び通信教育課程を併設する現代社会学部を設け、また大学院比較文学研究科（現：大学院比較文化研究科）を設けて現在に至っている。

建学の精神は、「STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）」であり、この精神をもとに大学の使命・目的を定めている。生涯教育の提供、人格形成と問題解決力の養成、地域社会と国際社会への貢献を使命としており、豊かな教養と専門的学術や旺盛な自己開発精神、優れた国際感覚及び問題解決能力を備えた人材を育成し、地域の教育・研究及び生涯学習の中心として地域社会と国際社会へ貢献することを目的としている。

「基準2. 学修と教授」について

学生の受入れは、アドミッションポリシーに従って多様な方法で適切になされている。収容定員は全ての学部において適切に確保することが望まれている。

カリキュラムポリシーに沿って教育課程を定めて特色ある教養教育を実施している。学習支援センターなどを設け、リベラルアーツ教育のC-PLATS®能力開発教育のためにPBL（問題解決型学修）とSDL（自己主導型学修）を授業の根幹とし、全学プレゼンテーション大会を開催しC-PLATS®能力の伸張を可視化している。学生が学修管理システムLMS(Learning Management System)にアクセスして自己の学修を管理している。教職員協働の学修支援連絡協議会は学修支援の要となっている。

単位認定、進級及び卒業・修了等の基準はディプロマポリシーに従って適切に運用されており、教育目的の達成度はコンピテンシー・ファカルティという教員組織を編制して、きめ細かくチェックしている。学生サービス体制も万全であり、教員の配置や職能開発も適切に行われている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

平成27(2015)年には役員、教職員等が遵守すべき10か条からなる「行動指針」を定め、高い倫理観と強い意思をもって公正・誠実に行動し社会的な責任を果たそうとしている。

法令遵守及び規則の制定等の取組みもこの「行動指針」に沿って行われている。理事会、常任理事会、教学運営評議会など法人及び大学の意思決定の仕組みは適切にできており、学長のリーダーシップが十分に発揮できるように3人の副学長をおいている。

法人と大学とのコミュニケーションや相互チェックの体制も整っている。権限の適切な分散と責任の明確化がなされており、学内業務体制は適切であり機能性も発揮されている。

きめ細かい中期計画に基づいて適切な財務運営がなされている。財務基盤は安定しており、大学の使命・目的及び教育目的の達成のための財源を確保している。会計処理は、内部監査、監事による監査、外部会計監査の三様監査体制が整備され機能している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は学則に則した自主的・自律的な「大手前大学自己点検・評価委員会規程」を設けており、授業評価アンケートなどを適宜に実施し「自己点検評価書」などを公にし、平成 21(2009)年度には日本高等教育評価機構の認証評価を受けている。

平成 26(2014)年度より IR(Institutional Research)機能をもつ部門を教学運営室と定めて教学面の各種データを収集・分析している。大学は全ての施策について計画段階において評価・分析し、その上で実行する PDCA サイクルを踏まえている。教育のための C-PLATS®システムも同様の機能を持っている。

コンピテンシー・ファカルティ、ロジカルシンキング・ファカルティ、コミュニケーション・ファカルティ等の学内の委員会活動報告書をはじめ、FD(Faculty Development)委員会の取組みは誠実かつ真摯であり、これらの取組みもまた自己点検・評価に寄与している。

総じて、大学の取組みの姿勢は守勢ではなく、大学の改善、教育の質の保証、学生の成長と成功に直結した積極的なものである。学園創設 70 周年、大学創立 50 周年を迎えるに当たり、建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的を全学の役員、教職員が共に見直して時代に向き合っている。大学の創設者は「終戦後の混乱した社会から新しい日本の進むべき道を考えて」学園を興したという。その精神と教育はいまも健全に受継がれている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.国際化の推進」「基準 B.社会連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は、「STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）」であり、この精神に基づき使命及び教育目的を定めている。

使命・目的及び教育目的は、豊かな教養と旺盛な自己開発精神をもち、優れた国際感覚とコミュニケーション能力を備えた人材を育成すること、また専門的学術の教育と研究に従事するとともに、生涯学習の場として地域社会や国際社会に貢献することである。

使命・目的及び教育目的は明確かつ簡潔に文章化され、大学学則第1条などにおいて具体的に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、大学の目指すリベラルアーツ教育にあり、平成 27(2015)年度の理念体系の改定においては、特に問題解決能力の育成をうたっている。その実現のために C-PLATS®と呼ばれる三つの能力基盤、すなわち行動基盤、思考基盤、社会性基盤にかかわる 10 項目のサブ・コンピテンシーの育成が具体的に目指されている。

使命・目的及び教育目的は、教育基本法、学校教育法などの諸法令に適合しており、また法人の寄附行為第 3 条においてもうたわれている。

使命・目的及び教育目的は、平成 18(2006)年の学園創設 60 周年を期して変更され、そして平成 27(2015)年の大学理念の改定の折に再度見直しをされており、現代社会の変化と課題とを真摯に捉えて適切に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の見直しは自己点検・評価委員会が中心となって検討し、役員及び教職員代表者も参画している。理事長、学長のリーダーシップのもとで理事会、評議員会、教授会、FD 委員会や SD(Staff Development)委員会等が開催され、使命・目的及

び教育目的の見直しが理解され支持される機会となっている。

使命・目的及び教育目的の周知に関しては、ホームページ、学園案内等の各種印刷物、保護者懇談会、高校生向け入試説明会等において学内外のステークホルダーへ周知が図られている。平成 21(2009)年から策定されている中長期的な計画及び平成 27(2015)年に改定された三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも使命・目的及び教育目的は反映されている。

学内には、C-PLATS®委員会、グランドデザイン推進委員会等、教育研究組織の整合性を図る機能を持つ委員会が組織されており、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性が図られている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、通学課程・通信教育課程共に平成 27(2015)年度に改定され、求める人材像が明確化されるとともに、募集要項、大学ホームページ、高校訪問、オープンキャンパス、入試説明会などにおいて周知が図られている。

通学課程では、アドミッションポリシーに沿って、一般入試、推薦入試、大学入試センター試験利用の入試などに加え、授業体験型 AO 入試や英語 AO 入試、一部の学部や専攻を志望する者に対する「特技方式」の AO 入試など、多様な能力を持った学生を受入れようとする工夫が見られる。

各学部とも入学者は定員を割込んでおり、在籍者数も減少傾向にあるが、厳正な入試選抜をはじめとする、教育の質保証のための各種の取組みを行っており、志願者数は回復傾向を見せている。入学生確保に向けた更なる努力に期待したい。

【改善を要する点】

- 現代社会学部現代社会学科(通信教育課程)の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。

【参考意見】

○総合文化学部総合文化学科の収容定員充足率が低いため、引続き充足率を高める施策を展開することが望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーは、通学課程について学部・学科の違いによらず一括で提示されているものの、建学の精神「STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）」と、それに基づく大学の目的、使命を踏まえ、リベラルアーツ教育を目指して独自の問題解決能力 C-PLATS®の開発・育成に取り組むことが明確化されている。

C-PLATS®能力開発による教育の質の向上を図るため、4年間にわたる教育のグランドデザインを策定するとともに、科目及び履修のレベルナンバー制度、メジャー・マイナープログラム、コアカリキュラムなどを採用している。また、教育手法としてのPBL（問題解決型学修）とSDL（自己主導型学修）を全ての科目に浸透させるために、シラバスに当該科目の学修成果の到達基準を示すレベルを記載するなどの工夫がなされている。

【優れた点】

○独創的な問題解決能力 C-PLATS®開発教育システムを構築し、その開発教育の手法としてPBL（問題解決型学修）とSDL（自己主導型学修）を全ての科目において実施することを方針とし、シラバスにも反映させている点は高く評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職員が協働して学修支援に当たるための学修支援連絡協議会が設置され、同協議会が運営する学習支援センターが中心となり、チューター及びPS(Peer Supporter)を活用しながら、学修に関する学生からの相談に対応している。また、同協議会は退学・除籍・留年など、要支援事案の改善方策の検討に当たっている。

専任教員によるアドバイザー制度を設け、アドバイザーとなった教員が、大学独自の学修管理システムである「el-Campus」を活用しながら学生の相談・助言指導に当たってい

る。学生が相談しやすい環境を整えるために、オフィスアワー制度も全学的に実施されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定の基準は成績評価基準として設定され、わかりやすさという点で配慮の余地はあるが、履修ガイド「Student Handbook」等を通じて学生への周知は十分に図られており、シラバスへの記載もなされている。

卒業認定の方針をディプロマポリシーとして明確化している。また、卒業認定の基準は卒業要件として明確化し、定められた単位数の修得のほか、教育の質保証の観点から、メジャープログラムの修了や通算 GPA(Grade Point Average)1.5 以上等を要件としている。そして、卒業再試験制度を廃止するなど、厳正な卒業認定が行われている。

研究科において、修了認定の方針をディプロマポリシーとして明確化し、修了要件も大学院学則等に明記している。学位論文について、「大学院履修の手引き」に作成要領や提出要領等に関する記載はあるものの、審査基準は明文化されていないので、検討が望まれる。

【参考意見】

○研究科において学位論文の審査基準が明文化されていない点について、指導の強化及び公平性の確保の観点から明確に記述するよう検討が望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

C-PLATS®の 10 のコンピテンシーを基盤に「キャリアデザイン I・II・III・IV」「職業選択論」、PBL 型インターンシップなどによって、社会人として具備すべき問題解決能力を伸ばさせようとしている。また、「就カツくん」システムを通して、学生への指導履歴、活動記録等の情報を教職員が共有しながら個別指導や三者面談を実施するなど、学生・教員・職員の三位一体の体制で学生のキャリア支援を行っている。また、300 人以上の外部の教育ボランティアによる支援や、全ての学生が取り組む全学プレゼンテーション大会の実施など、教育課程内外で多面的に学生の社会的・職業的自立の力を育成している。その成果は外部評価や就職先アンケートなどで検証され、進路決定率（就職・進学者数÷卒業者

数) 100%達成を目指した改善につながっている。これらの取組みの結果、就職率の向上やC-PLATS®力の成長など具体的な成果が表れている。

【優れた点】

○全ての学生が参加する全学プレゼンテーション大会は、学生一人ひとりが自分の成長を可視化し、職業的自立の力を育む具体的な方法として定着しており、高く評価できる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価については、C-PLATS®能力開発システムを軸に、PBLシラバスや多様な評価方法の開発など PDCA サイクルを意識した工夫・改善が行われている。特に、コンピテンシー・ファカルティ組織を設置し、育成を目指すそれぞれの能力に応じた FD 活動や評価ルーブリックの開発等が行われていることが特徴的である。育成すべき学生像及び 14 項目のカテゴリー別到達目標は「グランドデザイン」として定められ、グランドデザイン推進委員会が中心となって、クライテリアや目標値の見直しに取り組んでいる。また、教育の質を保証するために、e ポートフォリオの活用、授業見学、授業アンケートだけでなく、教育ボランティアなど外部の視点によって教育の質を点検する施策も実施されている。このように、多面的なアセスメント手法を組み合わせ、教育目的の達成状況の点検・評価、教育内容・方法及び学修指導の改善などが行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

さまざまな学生アンケートを実施しているほか、アドバイザー制度、学生懇談会、意見箱等、多様な方法によって学生の意見や要望を把握している。特に、学長・副学長・学部長等の大学執行部の教員と学生との「学生懇談会」は、学生から直接意見や要望を聞く機会となっている。これらの意見や要望は学生委員会、教学運営評議会、教授会などに報告され、学生生活の改善に資している。また、学生サービスセンター、医務室での健康相談、学生相談室でのメンタルヘルスケア、ハラスメント相談員の制度など、複数のチャンネルで

学生の健康相談、心的支援、生活相談などに対応している。そして、対応の履歴が各部署で詳細に把握・共有できる「学生支援システム」によって、情報の共有が図られている。学生の課外活動については、リーダーズキャンプなどの研修会の開催や活動費の助成、地域社会との連携イベントや安全な課外活動への講習会等の適切な支援を行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学位の種類及び分野に応じて、大学設置基準で定める必要専任教員数の要件を満たす専任教員を確保し、教員を各学部・学科に適切に配置している。教育目的及び教育課程に即した教育を実施するため、リベラルアーツ型教育を実践する上で必要になる教員をそれぞれの学部バランスよく配置している。教員の採用・任用・昇任については、「人事委員会規程」「教員昇任基準」等の規則を整備し、教員評価制度を導入するなど、適切な運用を行っている。また、コンピテンシー・ファカルティのミーティングや教職協働によるFD活動等によって、教員の資質・能力向上に向けた取り組みを組織的に行っている。教養教育については、C-PLATS®能力開発システムやコンピテンシー・ファカルティなどの組織を整備し、運営上の責任体制を確立した上で、全学的なリベラルアーツ型の教育体系を編成し、確実な実施に取り組んでいる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

さくら夙川キャンパス、いたみ稲野キャンパス及び西宮総合グラウンドの3校地は、大学設置基準を上回る校地面積を確保し、教育目的に応じて校舎、実習施設、アートセンターなどを適切に整備している。図書館は十分な学術情報資料を確保するとともに、二つのキャンパスで双方の図書館の検索を可能とするなど利用環境の充実を図っている。特に、さくら夙川キャンパスのメディアライブラリーCELLはアクティブ・ラーニングやワークショップなどに対応した施設であるだけでなく、学習支援センター、資格サポートセンター、

IT サポートセンターなどが連携し学生の学びにも対応しようとしている。また、耐震推進計画をもとに耐震診断や耐震工事を実施するとともに、エコ・キャンパスへの配慮、バリアフリー対策の実施など、安全な施設の運営や管理を行っている。学生数の管理については、リベラルアーツ型教育への志向が少人数の双方向型授業へと結実している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

就業規則をはじめ、組織倫理に関する規則が整備され、それらに基づき適切な運営を行っている。理念体系の見直しに加え、「行動指針」も定めるなど、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。質の保証を担保するための関連法令等を遵守している。危機管理マニュアルなどが策定され、教職員に周知されるなど、学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能している。個人情報保護、公益通報、ハラスメント防止等、関連規則を整備し、エコ・キャンパスに係るさまざまな運動を展開しており、環境や人権について配慮している。教育情報及び財務などの経営情報を、法令で規定された項目について、ホームページなどで適切に公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき理事会を適切に運営しているほか、規則を整備し、理事長の業務を明確にしている。また、常任理事会を設置して日常業務の諮問を行うなど、理事会及び理事

長が使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定のできる体制が整備され、適切に機能している。理事の選考に関する規則は寄附行為上に整備され、適切に選考されている。理事の出席状況及び欠席時の委任状の取扱いは適切である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定の権限と責任は学長にあると学則上で明確になっている。教授会以外にも教学運営評議会や各種委員会の整備などにより、大学の意思決定及び業務執行が、大学の使命・目的に沿って適切に行われている。3人の副学長が置かれ、また教学運営室及び総合企画室が設置されており、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。副学長の役割については、常任理事会の議を経て理事長の承認を得て決定しており、その位置付けは明確である。教授会などの各会議体は、組織上の位置付け及び役割について分担がなされ、機能している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人部門と教学部門の役職者がそれぞれの会議体の構成員となっており、意思決定において各管理運営機関及び各部門間の連携を適切に行うなど、相互チェックする体制が整備され、適切に機能している。また、監事の選考に関する規則については寄附行為に明記され、適切に選考している。監事は、理事会へ毎回出席し、法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。評議員会についても、運営、評議員の選任等、寄附行為に基づいて適切に行われ、出席状態も良好である。協議や周知が的確に行えるよう、さまざまな部門の会議体が整備されており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営ができる体制となっている。コンピテンシー・ファカルティ及び教職協働 FD が毎月開催され、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成のため、課・室・センターなどの事務体制が構築され、適切に機能している。また、それらの事務の遂行に必要な職員を確保し、各部署に適切に配置している。管理職については、それぞれの責任者が規則によって定められ、業務執行の管理体制が構築され、適切に機能している。職員の資質・能力向上のため、外部研修の参加推進や学内研修の開催などの組織的な取組みを実施している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の達成のため、平成 25(2013)年度から 3 か年の中期計画が策定され、それに基づく事業計画と予算編成がなされ、法人全体として堅実な経営が行われている。過去 5 か年の各財務指標からも財務状況は良好で、教育目的を達成するための安定した財務基盤の確立と収支バランスが確保されている。

また、継続した寄付金募集活動や教員に科学研究費助成事業の全員申請を求めるなど、外部資金導入の努力も行われている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計は、学校法人会計基準及び学校法人が定める経理規程にのっとり適切に処理されている。予算執行については、明確な決裁区分により執行管理がなされている。会計監査人により、厳格な内部統制、実査が行われている。

また、会計処理に関し疑問点等が生じた場合には、会計監査人等の指導を受けている。会計監査は会計監査人を中心に行われ、会計監査人と監事及び理事長との定期的な業務面談で意見交換が行われるなど、整備された監査体制のもとで適正に会計処理がされている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学則第 2 条において教育研究等の活動状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。また、「大手前大学自己点検・評価委員会規程」に基づき副学長を委員長とする委員会が設置され、基本理念部会、教育研究部会、学生支援部会、社会連携部会、管理運営部会の各専門部会が組織され、業務の分担を定め適切に対応している。

自己点検・評価は、4 年ごとに総合的な点検・評価を行うとともに、2 年ごとに教学面に特化した点検・評価が行われ、適切な周期性を保った恒常的な自己点検・評価が行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会及び専門部会において、基礎データとエビデンスに基づき、透明

性の高い自己点検・評価が実施されている。その基礎となる教学データ等は、IR 機能を持つ教学運営室において、リテンション率、志願者数推移、就職状況などの調査やデータ収集がなされ、適切な分析が行われている。

また、分析・評価・改善策は教授会や教職協働 FD において情報共有され、「自己点検評価書」として学内関係者に配付され学内共有されるとともに、ホームページ上で社会に公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

理事会等で決定した中期計画に基づき事業計画及び教育研究活動が実施され、教育研究活動に係る自己点検・評価結果は自己点検・評価委員会から関係組織に報告されるとともに、改善策が検討されている。この検討結果は、毎年「中期計画進捗報告会」で総合評価されている。この評価結果に基づき、改善施策として次年度以降の事業計画及び教育研究活動につながられている。このように、大学の定めた項目区分ごとに PDCA サイクルの仕組みが整理されており、自己点検・評価が組織的に確立され有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際化の推進

A-1 国際教育の推進

- A-1-① 国際教育推進体制の整備
- A-1-② 世界共通語としての英語教育の推進
- A-1-③ 英語での授業プログラムの充実

A-2 国際交流の推進

- A-2-① 大学間交流協定締結など海外大学との関係強化の推進
- A-2-② 多様な海外留学・研修プログラムの整備による留学の促進
- A-2-③ 留学生と日本人学生及び地域との文化交流の推進

【概評】

国際化を大学の使命の一つとして掲げ、全学的に国際教育の推進に取り組んでいる。平成 26(2014)年には、国際教育プログラムの開発とグローバルな人材の育成の組織として、国際教育インスティテュート(IIE)を設立し、外国人専任教員を増やすとともに、国際教育に関する教育プログラムの充実、教育方法の開発、調査や研究成果の発表・出版、フォーラ

ムの開催などに取組んでいる。英語教育プログラムの根幹となる「英語で英語を学ぶ」LEO(Language Education of Otemae)科目をはじめとして、「英語で一般科目を学ぶ」GJS(Global Japan Studies)科目、ビジネスを英語で学ぶGBS(Global Business Studies)科目、英語で国際的なキャリアを考えるゼミGCS(Global Career Seminar)など多様なプログラムを全ての学生が履修できる体制が整備されている。

国際交流の推進としては、米国5大学との間に単位認定協定を締結しているのをはじめとして、世界10か国の31大学と交流協定を締結し、今後も提携先を拡大する予定である。そのほか、夏季休暇を利用したNPOボランティア研修、短期英語研修及びホームステイ体験等の短期プログラムなど、国際交流プログラムも整備されている。海外からの留学生の多くは韓国及び中国からの学生で、これらの学生に対し「日本語教育プログラム」JSL(Japanese as a Second Language)を提供している。また、日本人学生による「日本語パートナー」、学習支援センターへの韓国語を理解する教員の配置、「国際交流ルーム」や図書館内「韓ルーム」の設置などの学生支援も行っている。

これらの施策によって、LEOの履修者は増加し、また学内で外国人教員と相談や日常会話をする姿が多く見られるようになってきている。これは、単に英語教育を行うだけでなく、人間関係を築く活動を重視し、自らの考えを世界に発信していくことのできる人材育成を目指す大学の教育理念の表れとして特筆できる。

基準B. 社会連携

B-1 大学が保有する物的・人的資源の社会への提供

B-1-① 大学が保有する知的財産、教育資源、大学諸施設など物的・人的資源の社会への提供による地域社会への貢献

B-2 地域社会との人的交流による関係の構築及び連携した取り組みの推進

B-2-① 企業・地域社会等と適切な関係の構築

B-2-② 地域社会との連携による相互の人的・物的資源を活用した取り組みの推進

【概評】

地域・社会貢献を重要な使命と位置付けており、公開講座や実践英語プログラムなどを提供する「大手前シティカレッジ」の開講、市民向け講演会・セミナーの開催、公的団体が主催もしくは運営する講座への講師の派遣などに取組んでいる。また、大学の施設を地域社会に開放したり、東日本大震災復興支援に取組んだりするなど、物的・人的資源の提供を通して地域社会に貢献している。

地域社会との人的交流による関係の構築及び連携の取り組みとしては、地元や各地の自治体、企業や民間団体等との協働のもとに、地域行事への参加、教育・調査・研究活動の展開、学生によるボランティア活動の実践など、多岐にわたる活動を行っている。特に、兵庫県下の教育委員会と連携したトイレの色彩改修の継続的取り組みや、史跡・文化財の発掘・調査活動などは、地域密着型の調査・研究活動の積極的な展開として高く評価できる。

社会連携の機会を、学生の教育活動としてゼミナールや授業単位で活用する取り組みも盛

大手前大学

んである。例えば、西宮市産学官民連携事業である「西宮お菓子開発プロジェクト」にスイーツ学を学ぶ学生が参加したり、デザインを学ぶ学生が尼崎労働基準協会の労働災害防止活動におけるイラスト作成を手がけたり、建築を学ぶ学生が尾道空き家再生プロジェクトの一環としての空き家の調査・再生工事に関わったりしている。また、メディア・芸術学部では、京丹後市と連携して市制 10 周年事業である「京丹後七姫バスラッピング」のデザインを学生に公募し、選ばれた作品を提供している。

教育ボランティア制度の導入も、地域社会との双方向的な発展を目指す独自の取組みとして高く評価できる。